

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（特別急行列車つばさ号の全車指定席化等に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(割引乗車券類等の発売の制限)</p> <p>第 23 条の 3 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券、第 57 条の 2 に規定する乗継急行券又は第 61 条の 2 に規定する乗継座席指定券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。</p> <p><u>2 前項の規定は、第 57 条の 3 第 4 項に規定する特定の特別急行券の発売について、これを準用する</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(急行券の発売)</p> <p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ニ 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあっては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(割引乗車券類等の発売の制限)</p> <p>第 23 条の 3 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券、第 57 条の 2 に規定する乗継急行券又は第 61 条の 2 に規定する乗継座席指定券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(急行券の発売)</p> <p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ニ 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあっては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。<u>ただし、(イ)の j に定める区間にあっては、乗車する日、特別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。</u></p>

現 行	改 正
<p>(イ) 新幹線</p> <p>a 隣接駅間（九州新幹線を除く。）及び以下の区間</p> <p>東 京・新横浜間 三 島・静 岡間 静 岡・浜 松間 豊 橋・名古屋間 福 山・三 原間 三 原・広 島間 新山口・新下関間 東 京・大 宮間 古 川・一ノ関間 一ノ関・北 上間 北 上・盛 岡間 熊 谷・高 崎間 博 多・久留米間</p> <p>(中略)</p> <p>i 盛岡・新函館北斗間の各駅相互間（a、f、g 及びhに定める区間を除く。）</p> <p>(ロ) 新幹線以外の線区</p> <p>鳥 取・出雲市間（100 キロメートル以内の区間を除く。） 米 子・益 田間（100 キロメートル以内の区間を除く。）</p> <p>盛 岡・秋 田間（田沢湖線・奥羽本線経由に限る。）</p> <p>(ハ) (イ) 及び(ロ)の規定にかかわらず、別に定める区間において特定特急券を発売することがある。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして1 枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2 個以上</p>	<p>(イ) 新幹線</p> <p>a 隣接駅間（九州新幹線及び郡山・福島間を除く。）及び以下の区間</p> <p>東 京・新横浜間 三 島・静 岡間 静 岡・浜 松間 豊 橋・名古屋間 福 山・三 原間 三 原・広 島間 新山口・新下関間 東 京・大 宮間 古 川・一ノ関間 一ノ関・北 上間 北 上・盛 岡間 熊 谷・高 崎間 博 多・久留米間</p> <p>(中略)</p> <p>i 盛岡・新函館北斗間の各駅相互間（a、f、g 及びhに定める区間を除く。）</p> <p><u>j 郡山・福島間</u></p> <p>(ロ) 新幹線以外の線区</p> <p>鳥 取・出雲市間（100 キロメートル以内の区間を除く。） 米 子・益 田間（100 キロメートル以内の区間を除く。） <u>福 島・新 庄間（奥羽本線経由に限る。）</u> 盛 岡・秋 田間（田沢湖線・奥羽本線経由に限る。）</p> <p>(ハ) (イ) 及び(ロ)の規定にかかわらず、別に定める区間において特定特急券を発売することがある。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして1 枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2 個以上</p>

現 行	改 正
<p>の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のカッコ内の駅発又は着となる場合に限り、指定席特急券を発売する。</p> <p><u>(1)</u> 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）</p> <p><u>(2)</u> 土讃線高知・窪川間（高知）</p> <p>(中略)</p> <p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並び</p>	<p>の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合 <u>又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間</u>を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のカッコ内の駅発又は着となる場合に限り、指定席特急券を発売する。</p> <p><u>(1)</u> 予讃線松山・八幡浜間（松山）</p> <p><u>(2)</u> 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）</p> <p><u>(3)</u> 土讃線高知・窪川間（高知）</p> <p>(中略)</p> <p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合 <u>及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合</u>で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間</p>

現 行	改 正
<p>に別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>1月16日から2月末日まで 6月1日から同月30日まで 9月1日から同月30日まで 11月1日から12月20日まで</p> <p>(中略)</p> <p>4 旅客が、<u>東北本線（新幹線）の特別急行列車と奥羽本線福島・新庄間の特別急行列車（第57条第2項第6号の規定により1個の特別急行列車とみなす場合を含む。）</u>とを福島駅において直接乗継ぎをする場合（当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。）、又は<u>東北本線（新幹線）若しくは東北新幹線の特別急行列車と田沢湖線、奥羽本線大曲・秋田間の特別急行列車とを盛岡駅において直接乗継ぎをする場合（当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。）</u>で、次の各号に該当するときは、<u>奥羽本線福島・新庄間及び盛岡・秋田間の1個の特別急行列車に対して</u>特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p><u>(1) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合。</u> <u>(2) 当該乗車に必要な乗車券及び特別急行券を同時に購入し、又は当該乗車に必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の特別急行券を同時に購入し、これに相当の証明を受けた場合。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p>第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であって、駅に</p>	<p>並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>1月16日から2月末日まで 6月1日から同月30日まで 9月1日から同月30日まで 11月1日から12月20日まで</p> <p>(中略)</p> <p>4 旅客が、<u>次の各号に定める区間の特別急行列車の停車駅相互間を、新幹線と新幹線以外の線区とを直通して運転する特別急行列車に当該線区をまたがって乗車する場合（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）</u>は、<u>新幹線の区間（第57条第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。）と新幹線以外の区間（第57条第2項第6号の規定により1個の特別急行列車とみなす場合を含む。）</u>を通じた全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p><u>(1) 東京・新庄間（東北本線（新幹線）、奥羽本線経由）</u> <u>(2) 東京・秋田間（東北本線（新幹線）、田沢湖線、奥羽本線経由）</u></p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p>第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であって、駅に</p>

現 行	改 正
<p>において出場しないで乗継ぎとなる場合。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p>	<p>において出場しないで乗継ぎとなる場合。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p>
<p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなる場合。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p>	<p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなる場合。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合 <u>又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間</u>を除く。</p>
(中略)	(中略)
<p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス（以下「グランクラス」という。）を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、<u>大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き</u>、駅において出場しない限り、全区間に対して<u>別に定める特別車両料金により</u>1枚の特別車両券を発売する。</p>	<p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス（以下「グランクラス」という。）を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、駅において出場しない限り、全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。</p>
<p>(1) 別表第1号の3に定める特別急行列車のグランクラス（以下「グランクラス(A)」という。）とグランクラス(A)以外のグランクラス（以下「グランクラス(B)」という。）とを乗り継いで乗車するとき</p>	<p>(1) 別表第1号の3に定める特別急行列車のグランクラス（以下「グランクラス(A)」という。）とグランクラス(A)以外のグランクラス（以下「グランクラス(B)」という。）とを乗り継いで乗車するとき</p>
(中略)	(中略)
<p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾の<u>かっこ内の駅発又は着となる場合</u>に限り、特別車両券を発売する。</p>	<p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾の<u>かっこ内の駅発又は着となる場合</u>に限り、特別車両券を発売する。</p>
<p><u>(1)</u> 土讃線多度津・大歩危間（大歩危） <u>(2)</u> 土讃線高知・窪川間（高知）</p>	<p><u>(1)</u> 予讃線松山・八幡浜間（松山） <u>(2)</u> 土讃線多度津・大歩危間（大歩危） <u>(3)</u> 土讃線高知・窪川間（高知）</p>
(中略)	(中略)

現 行	改 正
<p>(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p>第 74 条の 4 第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第 1 号及び第 2 号）に定める額を収受する。</p> <p>(1) 個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃の半額（10 円未満のは数がある場合は、は数整理した額）</p> <p>(中略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランスイート四季島号及び 36 ぷらす 3 号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する 1 室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する 6 才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h <u>及び</u> i 以外の指定席特急料金別表第 2 号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売する</p>	<p>(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p>第 74 条の 4 第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第 1 号及び第 2 号）に定める額を収受する。</p> <p>(1) 個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃の半額（10 円未満のは数がある場合は、は数整理した額）</p> <p>(中略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、<u>四国旅客鉄道会社線</u>又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランスイート四季島号及び 36 ぷらす 3 号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する 1 室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する 6 才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、<u>別に定める場合を除き</u>、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、<u>i 及び j</u> 以外の指定席特急料金別表第 2 号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売する</p>

現 行	改 正
<p>ものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券(第 57 条第 2 項第 1 号及び第 8 項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第 1 項第 1 号イの(i)の a、c 又は g のただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>③ 七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>七戸十和田・新青森間に対して第 1 項第 1 号イの(i)の a 又は c の規定により計算した額から 990 円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第 2 号ノに定める額から 1,230 円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>ものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券(第 57 条第 2 項第 1 号及び第 8 項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第 1 項第 1 号イの(i)の a、c 又は g のただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>③ 七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>七戸十和田・新青森間に対して第 1 項第 1 号イの(i)の a 又は c の規定により計算した額から 990 円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第 2 号ノに定める額から 1,230 円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p><u>j 第 57 条の 3 第 4 項の規定により、東京・福島間又は東京・盛岡間の新幹線の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券(第 57 条第 2 項第 1 号及び同条第 8 項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</u></p> <p><u>a、c 又は g の規定により計算した額とする。</u></p> <p>(中略)</p>

現 行	改 正
<p>(ニ) 特定特急料金</p> <p>a 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の a に定める区間に対する特定特急料金</p> <p>(a) 当該区間の営業キロが 50 キロメートル以下の場合 880 円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、1,090 円とし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,330 円とし、東海旅客鉄道会社線内、西日本旅客鉄道会社線内（北陸新幹線を除く。）及び九州旅客鉄道会社線内にあつては、870 円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>i 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の i に定める区間に対する特定特急料金</p> <p>(ロ)の a 又は(ロ)の g に定める額とする。</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 特定特急料金</p> <p><u>① ②以外の特定特急料金</u> 1,320 円とする。</p> <p><u>② 盛岡・秋田間の停車駅相互間に対する特定特急料金</u></p>	<p>(ニ) 特定特急料金</p> <p>a 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の a に定める区間に対する特定特急料金</p> <p>(a) 当該区間の営業キロが 50 キロメートル以下の場合 880 円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、1,090 円とし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,330 円とし、東海旅客鉄道会社線内、西日本旅客鉄道会社線内（北陸新幹線を除く。）及び九州旅客鉄道会社線内にあつては、870 円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>i 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の i に定める区間に対する特定特急料金</p> <p>(ロ)の a 又は(ロ)の g に定める額とする。</p> <p><u>j 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の j に定める区間に対する特定特急料金</u></p> <p><u>(a) 座席の使用を条件としないで発売する場合</u> 880 円とする。</p> <p><u>(b) 特別車両以外の車両の座席を指定して発売する場合</u> <u>(イ)の a の規定にかかわらず、1,410 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、1,210 円とし、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,610 円とする。</u></p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 特定特急料金</p> <p>1,320 円とする。</p>

現 行

(b)に定める額とする。

(中略)

j 第 57 条の 3 第 4 項の規定により、奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 140 円 を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 380 円 をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を 140 円 を加算した額とする。

営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで
料 金	円 <u>910</u>	円 <u>1,230</u>	円 <u>1,680</u>

(b) 立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金

(a)の表に定める料金から 380 円 を低減した額とする。

(中略)

(特別車両料金)

第 130 条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ) 及び (ト) 以外の特別車両料金(A)

営業 キロ	100 キ ロメー	200 キ ロメー	400 キ ロメー	600 キ ロメー	800 キ ロメー	801 キ ロメー

改 正

(中略)

j 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円 を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円 をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を 200 円 を加算した額とする。また、第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売するものにあつては、新幹線の乗車区間に対する第 1 項第 1 号イの(イ)の a 又は j の(b)の規定により計算した額と次表に定める料金から 530 円を低減した額とを合計した額とする。

営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで
料 金	円 <u>1,290</u>	円 <u>1,660</u>	円 <u>2,110</u>

(b) 立席特急料金及び特定特急料金

(a)の表に定める料金から 530 円 を低減した額とする。

(中略)

(特別車両料金)

第 130 条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ) 、 (ト) 及び(チ) 以外の特別車両料金(A)

営業 キロ	100 キ ロメー	200 キ ロメー	400 キ ロメー	600 キ ロメー	800 キ ロメー	801 キ ロメー

現 行							改 正										
地帯	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トル以上	地帯	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トル以上				
料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790	料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790				
(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の 新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)							(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の 新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)										
a b、c、d、e及びf以外の特別車両料金(A)							a b、c、d、e及びf以外の特別車両料金(A)										
営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上	営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上
料金	円 <u>1,050</u>	円 <u>2,100</u>	円 <u>3,150</u>	円 4,190	円 <u>4,190</u>	円 <u>4,190</u>	円 <u>4,190</u>	円 <u>5,240</u>	料金	円 <u>1,300</u>	円 <u>2,800</u>	円 <u>4,190</u>	円 4,190	円 <u>5,400</u>	円 <u>5,400</u>	円 <u>5,600</u>	円 <u>6,600</u>
b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)							b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)										
営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上	営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上
料金	円 <u>6,290</u>	円 <u>7,340</u>	円 <u>8,390</u>	円 9,430	円 <u>9,430</u>	円 <u>9,430</u>	円 <u>9,430</u>	円 <u>10,480</u>	料金	円 <u>6,540</u>	円 <u>8,040</u>	円 <u>9,430</u>	円 9,430	円 <u>10,640</u>	円 <u>10,640</u>	円 <u>10,840</u>	円 <u>11,840</u>
c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)							c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)										
営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上	営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上
料金	円 <u>4,200</u>	円 <u>5,250</u>	円 <u>6,300</u>	円 7,340	円 <u>7,340</u>	円 <u>7,340</u>	円 <u>7,340</u>	円 <u>8,390</u>	料金	円 <u>4,450</u>	円 <u>5,950</u>	円 <u>7,340</u>	円 7,340	円 <u>8,550</u>	円 <u>8,550</u>	円 <u>8,750</u>	円 <u>9,750</u>
d プレミアムグリーンに対して適用する特別車両料金(A)							d プレミアムグリーンに対して適用する特別車両料金(A)										
営業 キロ	100キ ロメー	200キ ロメー						営業 キロ	100キ ロメー	200キ ロメー							

現 行

地帯	トルま で	トルま で
料金	円 <u>2,550</u>	円 <u>3,600</u>

e E259 系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	200 キロメ ートルまで
料金	円 <u>2,100</u>

f E655 系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	200 キ ロメ ート ルま で	400 キ ロメ ート ルま で	600 キ ロメ ート ルま で	800 キ ロメ ート ルま で	801 キ ロメ ート ル以 上
料金	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790

(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業 キロ 地帯	100 キ ロメー トルま で	200 キ ロメー トルま で	300 キ ロメー トルま で
料金	円	円	円

改 正

地帯	トルま で	トルま で
料金	円 <u>2,800</u>	円 <u>4,300</u>

e E259 系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	200 キロメ ートルまで
料金	円 <u>2,800</u>

f E655 系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	200 キ ロメ ート ルま で	400 キ ロメ ート ルま で	600 キ ロメ ート ルま で	800 キ ロメ ート ルま で	801 キ ロメ ート ル以 上
料金	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790

(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業 キロ 地帯	100 キ ロメー トルま で	200 キ ロメー トルま で	300 キ ロメー トルま で
料金	円	円	円

現 行

	<u>1,050</u>	<u>2,100</u>	<u>3,150</u>					
b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間の それぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。								
営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上
料金	円 <u>5,240</u>	円 <u>6,290</u>	円 <u>7,340</u>	円 8,380	円 <u>8,380</u>	円 <u>8,380</u>	円 <u>8,380</u>	円 <u>9,430</u>

c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)
東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間の
それぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上
料金	円 <u>3,150</u>	円 <u>4,200</u>	円 <u>5,250</u>	円 6,290	円 <u>6,290</u>	円 <u>6,290</u>	円 <u>6,290</u>	円 <u>7,340</u>

(中略)

(ト) 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の
新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)
東京・新青森間の乗車区間に対して(ロ)のaに定める料金と新青
森・新函館北斗間の乗車区間に対して(イ)に定める料金を合計し
た額とする。

b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)
東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のbの表に定める料金と
新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金をと
合計した額とする。

改 正

	<u>1,300</u>	<u>2,800</u>	<u>4,190</u>					
b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間の それぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。								
営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上
料金	円 <u>5,490</u>	円 <u>6,990</u>	円 <u>8,380</u>	円 8,380	円 <u>9,590</u>	円 <u>9,590</u>	円 <u>9,790</u>	円 <u>10,790</u>

c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)
東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間の
それぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上
料金	円 <u>3,400</u>	円 <u>4,900</u>	円 <u>6,290</u>	円 6,290	円 <u>7,500</u>	円 <u>7,500</u>	円 <u>7,700</u>	円 <u>8,700</u>

(中略)

(ト) 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の
新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)
東京・新青森間の乗車区間に対して(ロ)のaに定める料金と新青
森・新函館北斗間の乗車区間に対して(イ)に定める料金を合計し
た額とする。

b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)
東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のbの表に定める料金と
新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金をと
合計した額とする。

現 行

営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料金	円 5,490	円 6,990

- c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)
 東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のcの表に定める料金と
 新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金とを
 合計した額とする。

営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料金	円 3,400	円 4,900

- ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列
 車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	200キ ロメー トルま	400キ ロメー トルま	600キ ロメー トルま	800キ ロメー トルま	801キ ロメー トル以
----------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

改 正

営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料金	円 5,490	円 6,990

- c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)
 東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のcの表に定める料金と
 新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金とを
 合計した額とする。

営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料金	円 3,400	円 4,900

(フ) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b以外の特別車両料金(A)

第1号イの(イ)に定める料金

b 特別急行列車伊予灘ものがたり号及び特別急行列車四国まんな
 か千年ものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで
料金	円 1,500

- ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列
 車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	200キ ロメー トルま	400キ ロメー トルま	600キ ロメー トルま	800キ ロメー トルま	801キ ロメー トル以
----------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

現 行						改 正							
	で	で	で	で	上		で	で	で	で	上		
料金	円	円	円	円	円	料金	円	円	円	円	円		
	3,090	4,600	5,900	7,290	8,590		3,090	4,600	5,900	7,290	8,590		
(注) 1人当りの料金とする。						(注) 1人当りの料金とする。							
(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)						(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)							
<u>a b及びc以外の個室</u>						<u>a E261系車両で運転する特別急行列車の個室</u>							
	設備定員4人						設備定員4人						
1室当りの料金	円					1室当りの料金	円						
	6,280						11,200						
<u>b E261系車両で運転する特別急行列車の個室</u>						<u>b 100系「スペーシア」で運転する特別急行列車の個室</u>							
	設備定員4人		設備定員6人				設備定員4人						
1室当りの料金	円		円			1室当りの料金	円						
	8,400		12,600				3,150						
<u>c 100系「スペーシア」で運転する特別急行列車の個室</u>						<u>(中略)</u>							
	設備定員4人					(中略)							
1室当りの料金	円					(中略)							
	3,150					(中略)							
(ハ) 特別急行列車 WEST EXPRESS 銀河号の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当たりの料金とする。)						(ハ) 特別急行列車 WEST EXPRESS 銀河号の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当たりの料金とする。)							
営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	800キロ メートル まで	801キロ メートル 以上	営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	800キロ メートル まで	801キロ メートル 以上
料金	円	円	円	円	円	円	料金	円	円	円	円	円	円
	4,360	5,860	7,240	8,450	9,660	10,850		4,360	5,860	7,240	8,450	9,660	10,850
<u>(ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)</u>						<u>(ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)</u>							
	設備定員8人						設備定員8人						
1室当りの料金	円					1室当りの料金	円						

現 行	改 正
<p>(2) 特別車両料金(B) イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・<u>墨磯</u>間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。) (中略)</p> <p>(急行券の効力)</p> <p>第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車(未指定特急券にあつては、券面に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車)、旅客車、座席及び乗車区間(営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで)に限って乗車することができる。 (中略)</p> <p>5 第57条の2の規定による急行券を所持する旅客は、その急行券を同条第3号の規定により証明を受けた乗車券とともに使用する場合に限って、前各項の定めるところにより乗車することができる。</p> <p><u>6 第57条の3第4項の規定による特別急行券を所持する旅客は、その特別急行券を同条同項第2号の規定により証明を受けた乗車券とともに使用する場合に限って、第1項から第4項までに定めるところにより乗車することができる。</u></p> <p><u>7</u> 第57条第9項の規定により発売した急行券で、急行列車と普通列車の指定席を連続して乗車する場合は、第13条第2項第5号の規定にかかわらず、当該普通列車の指定席にそのまま乗車することができる。</p> <p><u>8</u> 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急行券(いずれも併用となるものを含む。)を所持する旅客は、次の各号の末尾に記載した経路をう回して乗車することができる。</p>	<div style="border: 1px solid red; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">28,000</div> <p>(2) 特別車両料金(B) イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・<u>宇都宮</u>間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。) (中略)</p> <p>(急行券の効力)</p> <p>第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車(未指定特急券にあつては、券面に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車)、旅客車、座席及び乗車区間(営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで)に限って乗車することができる。 (中略)</p> <p>5 第57条の2の規定による急行券を所持する旅客は、その急行券を同条第3号の規定により証明を受けた乗車券とともに使用する場合に限って、前各項の定めるところにより乗車することができる。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>6</u> 第57条第9項の規定により発売した急行券で、急行列車と普通列車の指定席を連続して乗車する場合は、第13条第2項第5号の規定にかかわらず、当該普通列車の指定席にそのまま乗車することができる。</p> <p><u>7</u> 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急行券(いずれも併用となるものを含む。)を所持する旅客は、次の各号の末尾に記載した経路をう回して乗車することができる。</p>

現 行	改 正
<p>(特別車両券の効力) 第 175 条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。 (中略)</p> <p>4 第 172 条第 8 項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合に準用する。 (中略)</p> <p>(旅客運賃・料金の割引等に対する表示) 第 188 条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面(第 8 号に規定する記号については裏面)に、ゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第 8 号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することができる。</p> <p>(1) 旅客運賃・料金を割引するもの イ 第 92 条及び第 107 条第 2 号の規定による学生割引 (イ) 旅客鉄道会社線について割引となるもの (中略)</p> <p>(10) 第 57 条の 2 又は第 61 条の 2 の規定により証明をする乗車券、急行券及び座席指定券に対するもの</p> <p style="text-align: center;">乗 継</p> <p><u>(11) 第 57 条の 3 第 4 項の規定により証明する乗車券及び特別急行券に対するもの</u></p> <p style="text-align: center;">「 幹在特 」 「 幹在特 」</p> <p><u>(12) 第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売する急行券に対するもの</u> イ 第 57 条の 5 第 1 項本文の規定に該当するもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 遅れ承知 遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。 </div> <p>ロ 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定に該当するもの</p>	<p>(特別車両券の効力) 第 175 条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。 (中略)</p> <p>4 第 172 条第 7 項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合に準用する。 (中略)</p> <p>(旅客運賃・料金の割引等に対する表示) 第 188 条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面(第 8 号に規定する記号については裏面)に、ゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第 8 号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することができる。</p> <p>(1) 旅客運賃・料金を割引するもの イ 第 92 条及び第 107 条第 2 号の規定による学生割引 (イ) 旅客鉄道会社線について割引となるもの (中略)</p> <p>(10) 第 57 条の 2 又は第 61 条の 2 の規定により証明をする乗車券、急行券及び座席指定券に対するもの</p> <p style="text-align: center;">乗 継</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(11) 第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売する急行券に対するもの</u> イ 第 57 条の 5 第 1 項本文の規定に該当するもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 遅れ承知 遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。 </div> <p>ロ 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定に該当するもの</p>

現 行	改 正
<div data-bbox="369 204 669 352" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">遅れ承知（割引） 遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</p> </div> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等）</p> <p>第 244 条 指定券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、同一の列車（列車を変更する場合は、変更しようとする列車）の変更しようとする座席又は寝台に相当の余裕がある場合に限って取り扱う。</p> <p>2 第 57 条の 2、<u>第 57 条の 3 第 4 項</u>、第 61 条の 2 及び第 64 条の規定によって証明をした乗車券類を所持する旅客がこれらの一部の乗車券類について乗車変更の取扱いを請求する場合は、証明をした乗車券類の全部を呈示し、当該乗車券類以外の乗車券類についても必要な乗車変更又は払いもどし等の取扱いを同時に請求しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（乗車券類変更）</p> <p>第 248 条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。</p> <p>（1）普通乗車券相互間の変更</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>3 第 1 項の規定により、指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して 1 枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合は、第 21 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定による乗車券類の発売時間において発売のできる指定券への変更に限って取り扱い、また、当該指定券に表示された列車（2 個以上の列車が表示</p>	<div data-bbox="1339 204 1639 352" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">遅れ承知（割引） 遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</p> </div> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等）</p> <p>第 244 条 指定券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、同一の列車（列車を変更する場合は、変更しようとする列車）の変更しようとする座席又は寝台に相当の余裕がある場合に限って取り扱う。</p> <p>2 第 57 条の 2、第 61 条の 2 及び第 64 条の規定によって証明をした乗車券類を所持する旅客がこれらの一部の乗車券類について乗車変更の取扱いを請求する場合は、証明をした乗車券類の全部を呈示し、当該乗車券類以外の乗車券類についても必要な乗車変更又は払いもどし等の取扱いを同時に請求しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（乗車券類変更）</p> <p>第 248 条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。</p> <p>（1）普通乗車券相互間の変更</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>3 第 1 項の規定により、指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して 1 枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合は、第 21 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定による乗車券類の発売時間において発売のできる指定券への変更に限って取り扱い、また、当該指定券に表示された列車（2 個以上の列車が表示</p>

現 行	改 正
<p>されている場合は、先に乗車することが予定されていた列車) が乗車駅を出発する時刻までに変更の申出があったときに限って取り扱う。</p>	<p>されている場合及び第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車) が乗車駅を出発する時刻までに変更の申出があったときに限って取り扱う。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)</p>	<p>(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)</p>
<p>第 271 条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入検前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。</p>	<p>第 271 条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入検前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>3 第 1 項の規定にかかわらず、第 57 条の 2、<u>第 57 条の 3 第 4 項</u>又は第 61 条の 2 の規定により発売した急行券又は座席指定券とともに使用する普通乗車券については、同条の規定によって証明をした急行券を同時に提出し、かつ、これらの急行料金又は座席指定料金とともに払いもどしの請求をしなければならない。</p>	<p>3 第 1 項の規定にかかわらず、第 57 条の 2 又は第 61 条の 2 の規定により発売した急行券又は座席指定券とともに使用する普通乗車券については、同条の規定によって証明をした急行券を同時に提出し、かつ、これらの急行料金又は座席指定料金とともに払いもどしの請求をしなければならない。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(使用開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃、急行料金及び特別車両料金の払いもどし)</p>	<p>(使用開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃、急行料金及び特別車両料金の払いもどし)</p>
<p>第 272 条 前条第 1 項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券、指定急行券以外の急行券（団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。）及び自由席特別車両券（団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。）について準用する。</p>	<p>第 272 条 前条第 1 項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券、指定急行券以外の急行券（団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。）及び自由席特別車両券（団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。）について準用する。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>3 第 57 条の 2 の規定により発売した急行券（指定席特急券及び立席特急券を除く。）について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、第 1 項の規定にかかわらず、払いもどしをする急行券のすでに収受している急行料金から割引をした乗継用の急行</p>	<p>3 第 57 条の 2 の規定により発売した急行券（指定席特急券及び立席特急券を除く。）について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、第 1 項の規定にかかわらず、払いもどしをする急行券のすでに収受している急行料金から割引をした乗継用の急行</p>

現 行	改 正
<p>券に対する割引額と原急行券 1 枚につき手数料 220 円とを差し引いた残額とする。</p> <p><u>4 第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した特別急行券（指定席特急券及び立席特急券を除く。）について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条同項の規定により発売した他の特別急行券を同時に呈示し、当該特別急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、同条同項に規定する特定の特別急行料金（以下「乗継用の特別急行料金」という。）により発売した特別急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、第 1 項の規定にかかわらず、払いもどしをする特別急行券のすでに収受している特別急行料金からすでに使用した特別急行券の区間に対する所定の特別急行料金と乗継用の特別急行料金との差額と原特別急行券 1 枚につき手数料 220 円とを差し引いた残額とする。</u></p> <p><u>5 第 63 条第 2 項の規定によって発売した普通急行券について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に発売した特別車両券、寝台券又は座席指定券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金、寝台料金又は座席指定料金について第 1 項又は次条第 1 項の規定により収受し、普通急行料金については、これを収受しない。</u></p> <p>（指定券に対する料金の払いもどし）</p> <p>第 273 条 旅客は、指定券（未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2 個以上の列車について指定を受けている場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額（10 円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p>	<p>券に対する割引額と原急行券 1 枚につき手数料 220 円とを差し引いた残額とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>4 第 63 条第 2 項の規定によって発売した普通急行券について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に発売した特別車両券、寝台券又は座席指定券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金、寝台料金又は座席指定料金について第 1 項又は次条第 1 項の規定により収受し、普通急行料金については、これを収受しない。</u></p> <p>（指定券に対する料金の払いもどし）</p> <p>第 273 条 旅客は、指定券（未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2 個以上の列車について指定を受けている場合 <u>及び第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定券である場合</u>は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額（10 円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p>

現 行	改 正										
<p>(1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円（第57条第1項第1号イの(i)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき340円）。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 立席特急券及び特定特急券</p> <p style="text-align: center;">220円</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 第57条の3第4項の規定により発売した指定席特急券、立席特急券及び特定特急券について第1項の払いもどしをする場合は、<u>同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の特別急行券を同時に呈示し、当該特別急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、乗継用の特別急行料金により発売した特別急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、第1項の規定にかかわらず、払いもどしをする急行券のすでに収受している特別急行料金からすでに使用した特別急行券の区間に対する所定の特別急行料金と乗継用の特別急行料金との差額と第1項の手数料とを差し引いた残額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>別表第2号ハの3 北海道旅客鉄道株式会社線の定期旅客運賃の特定額</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃の特定額</p> <p style="text-align: right;">(円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">区</td> <td style="width: 20%;">間</td> <td style="width: 15%;">1箇月</td> <td style="width: 15%;">3箇月</td> <td style="width: 30%;">6箇月</td> </tr> </table>	区	間	1箇月	3箇月	6箇月	<p>(1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円（第57条第1項第1号イの(i)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき340円）。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 立席特急券及び特定特急券</p> <p style="text-align: center;"><u>イ 立席特急券及びロ以外の特定特急券</u></p> <p style="text-align: center;">220円</p> <p style="text-align: center;"><u>ロ 第125条第1項第1号イの(ii)のjの(b)の料金を適用した特定特急券前号の規定による額</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 第57条の3第4項の規定により発売した指定席特急券、立席特急券及び特定特急券について第1項の払いもどしをする場合は、<u>同時に発売した新幹線の区間及び新幹線以外の区間に対する特別急行券についてともに請求するときに限って、この取扱いをする。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>別表第2号ハの3 北海道旅客鉄道株式会社線の定期旅客運賃の特定額</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃の特定額</p> <p style="text-align: right;">(円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">区</td> <td style="width: 20%;">間</td> <td style="width: 15%;">1箇月</td> <td style="width: 15%;">3箇月</td> <td style="width: 30%;">6箇月</td> </tr> </table>	区	間	1箇月	3箇月	6箇月
区	間	1箇月	3箇月	6箇月							
区	間	1箇月	3箇月	6箇月							

現 行					改 正						
東釧路	・	標茶	35,290	100,770	179,810	東釧路	・	標茶	35,290	100,770	179,810
(2) 大人通学定期旅客運賃の特定額					(2) 大人通学定期旅客運賃の特定額						
(円)					(円)						
区	間		1 箇月	3 箇月	6 箇月	区	間		1 箇月	3 箇月	6 箇月
桑園	・	石狩太美	11,110	31,690	60,070	桑園	・	太美	11,110	31,690	60,070
東釧路	・	標茶	17,030	48,530	91,950	東釧路	・	標茶	17,030	48,530	91,950
東釧路	・	茅沼	12,180	34,680	65,940	東釧路	・	茅沼	12,180	34,680	65,940
(3) 中学生等通学定期旅客運賃の特定額					(3) 中学生等通学定期旅客運賃の特定額						
(円)					(円)						
区	間		1 箇月	3 箇月	6 箇月	区	間		1 箇月	3 箇月	6 箇月
桑園	・	石狩太美	7,870	22,450	42,570	桑園	・	太美	7,870	22,450	42,570
東釧路	・	標茶	12,070	34,370	65,020	東釧路	・	標茶	12,070	34,370	65,020
東釧路	・	茅沼	8,670	24,610	46,750	東釧路	・	茅沼	8,670	24,610	46,750
(4) 小学生等通学定期旅客運賃の特定額					(4) 小学生等通学定期旅客運賃の特定額						
(円)					(円)						
区	間		1 箇月	3 箇月	6 箇月	区	間		1 箇月	3 箇月	6 箇月
東釧路	・	標茶	6,030	17,160	32,720	東釧路	・	標茶	6,030	17,160	32,720
(5) 高校生等通学定期旅客運賃の特定額					(5) 高校生等通学定期旅客運賃の特定額						
(円)					(円)						
区	間		1 箇月	3 箇月	6 箇月	区	間		1 箇月	3 箇月	6 箇月
桑園	・	石狩太美	10,110	28,870	54,630	桑園	・	太美	10,110	28,870	54,630
東釧路	・	標茶	15,480	44,120	83,590	東釧路	・	標茶	15,480	44,120	83,590
東釧路	・	茅沼	11,090	31,580	59,750	東釧路	・	茅沼	11,090	31,580	59,750
(以下略)					(以下略)						

附則
この通達は、令和4年3月12日乗車となるものから施行する。ただし、第58条第3項に係る改正は令和元年3月16日から適用し、特別急行列車伊予灘ものがた

り号に係る改正は令和4年4月2日乗車となるものから施行する。